

告示

埼玉県告示第千五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があった。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
リアンレーヴふじみ野	ふじみ野市上福岡 五―六―二〇	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和五年十二月一日
応援家族 庄和館	春日部市西金野井 六四―二四	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和五年十二月三十一日
リアンレーヴ狭山	狭山市富士見二― 七―一二	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和五年十二月三十一日
リアンレーヴ入間	入間市下藤沢三― 三八―二	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和五年十二月三十一日